

福県医発第 1062 号（地）
令和 7 年 7 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

オンライン資格確認等システムにおける
スマートフォン対応に関する掲示用素材について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、マイナンバーカードの代わりに、マイナンバーカードの機能を搭載したスマートフォンでオンライン資格確認を行う（以下、「スマホ保険証」）ための実証事業につきましては、令和 7 年 6 月 25 日付福県医発第 877 号（地）にて、貴会宛てにお知らせしたところです。

スマホ保険証対応の仕組みの稼働開始は、9 月目途とされていますが、6 月 24 日からユーザーが多い iPhone にマイナンバーカードの機能を搭載できるようになったことを受け、マイナ保険証を持たずにスマートフォンのみを持参する患者さんが見受けられるようになったとの声が寄せられております。

本件を受け、日本医師会では、厚生労働省に対し「現時点では実証事業参加医療機関以外では利用できないこと」、「正式稼働後も体制が整った医療機関だけでしか利用できないこと」の国民へ周知を強く要請されるとともに、医療機関でお使いいただける、スマホ保険証に対応していない旨をお知らせするための掲示用素材を作成された旨、本会に対し通知がありました。

また、医療機関におけるスマホ保険証への対応は義務ではございませんので、9 月の仕組み稼働後も、自院がスマホ保険証に対応していない旨を知らせるポスターも併せて作成されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、医療機関の状況に応じて印刷、ご活用いただけますよう、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

日医発第 583 号 (情シ) (保険)
令和 7 年 7 月 9 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

オンライン資格確認等システムにおける
スマートフォン対応に関する掲示用素材について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
先般、日医発第 470 号 (情シ) (保険) 令和 7 年 6 月 20 日「マイナ保険証のスマートフォンへの搭載に係る実証事業について」にて、マイナンバーカードの代わりに、マイナンバーカードの機能を搭載したスマートフォンでオンライン資格確認を行う (以下、「スマホ保険証」と略します) ための実証事業が行われていることをお知らせしたところです。

スマホ保険証対応の仕組みの稼働開始は、9 月目途とされていますが、6 月 24 日からユーザーが多い iPhone にマイナンバーカードの機能を搭載できるようになったことを受け、マイナ保険証を持たずにスマートフォンのみを持参する患者さんが見受けられるようになったとの声が寄せられております。

本件を受け、厚生労働省に対し、「現時点では実証事業参加医療機関以外では利用できないこと」、「正式稼働後も体制が整った医療機関だけでしか利用できないこと」の国民へ周知を強く要請するとともに、日本医師会にて、医療機関でお使いいただける、スマホ保険証に対応していない旨をお知らせするための掲示用素材を作成いたしました。

また、医療機関におけるスマホ保険証への対応は義務ではございませんので、9 月の仕組み稼働後も、自院がスマホ保険証に対応していない旨を知らせるポスターも併せて作成しております。

医療機関の状況に応じて印刷、ご活用いただきたく、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

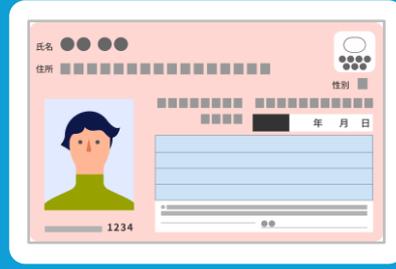
【別添資料】

- ・ 掲示用素材「当院を受診される際には、カードのマイナ保険証をお持ちください」(実証事業中 8 月末まで版)
- ・ 掲示用素材「当院を受診される際には、カードのマイナ保険証をお持ちください」(正式稼働開始後 9 月以降版)

※別添資料の PDF は、「日医ホームページ>医師のみなさまへ>医療情報システム>オンライン資格確認について」からアクセスいただけるメンバーズルーム内にも掲載しております。

<https://www.med.or.jp/doctor/sys/onshi/012299.html>

当院を受診される際には、 カードの マイナ保険証を お持ちください



令和7年9月から、
従来のマイナ保険証（マイナンバーカードの保険証）に加え、
患者さんのマイナンバーカードを搭載したスマートフォン
も保険証として使える仕組みが整備され、一部の医療機関から
徐々に開始される予定です。

スマホ対応の仕組みは
まだ実証段階ですので

当院では
対応していません。

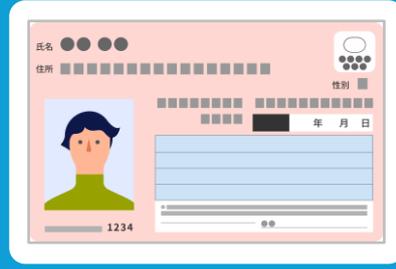


従来通りマイナ保険証
（マイナンバーカードの保険証）
を必ずご持参ください。



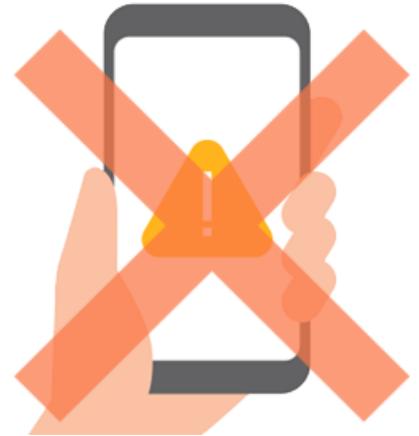
院長

当院を受診される際には、 カードの マイナ保険証を お持ちください



令和7年9月から、
従来のマイナ保険証（マイナンバーカードの保険証）に加え、
患者さんのマイナンバーカードを搭載したスマートフォン
も保険証として使える仕組みが整備され、一部の医療機関から
徐々に導入が始まっています。

当院では
スマホの保険証には
対応していません。



従来通りマイナ保険証
（マイナンバーカードの保険証）

を必ずご持参ください。



院長